第五次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 趣 旨

令和8年度から令和13年度の6年間を計画期間とする第五次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画(以下、「第五次計画」という。)の策定にあたり、業務の円滑な遂行を目的に策定支援業務を委託します。本委託にあたっては、アンケート調査の実施・分析、計画案の作成等、高度な専門性や技術力が必要であることから、本業務に最適な委託事業者を知識・技術・経験・対応能力・予算等から総合的に選定するため、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとします。なお、本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではありません。

2 業務概要

(1) 業務名

第五次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定支援業務委託

(2) 内容

別紙「第五次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定支援 業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)」のとおり

- ※なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、第五次計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではありません。
- (3) 履行場所

和光市福祉部地域共生推進課

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 委託料限度額(税込み)

令和6年度仕様書分 3,850,000円

令和7年度仕様書分 提案による

※本プロポーザルにより上記履行期間の契約が成立しても、令和7年度の契約を担保するものではなく、委託料についても予算編成により提案金額に添えない場合があります。(第五次計画は令和7年度中の策定を想定しているため、令和6年度に受託者が良好な成績で遂行したと市が認めた場合、令和7年度の第五次計画策定支援業務委託について、契約の相手方とする場合があります。)

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とします。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とします。

- (1) 官公庁の地域福祉計画の策定・支援等の受託実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加申込書等受付の締結日から契約締結までの期間に、和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成22年要綱第17号)に基づく指名停止措置を受けていないものであること。
- (4) 参加申込書等受付の締結日から契約締結までの期間に、和光市の締結する契約からの 暴力団排除措置に関する要綱(平成8年要綱第7号)に基づく指名除外措置を受けてい ない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあっては、会社更生法または民事再生法に基づく裁判所からの再生手続開始または再生手続きの開始が決定されており、かつ、本紙の再審査を受け、参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。
- (6) 本選定会に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がない者であること。

5 スケジュール

内容	日程
公示 (仕様書等の公表)	令和6年7月24日(水)
質問票の受付期間	令和6年7月24日(水)~
	令和6年7月31日(水)午後5時必着
質問の回答	令和6年8月8日(木)
提出書類の受付期間	令和6年7月24日(水)~
	令和6年8月20日(火)午後5時必着
一次審査(書類審査)	令和6年8月23日(金)
※5者以上の提案があった場合	
一次審査結果(書類審査)の公表・通知	令和6年8月26日(月)
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年9月3日(火)
の実施	
二次審査結果の公表・通知	令和6年9月6日(金)
契約締結・業務開始	令和6年9月上旬

6 公示(仕様書等の公表)

- (1) 公示開始日 令和6年7月24日(水)
- (2) 公示方法 和光市ホームページの掲載

URL https://www.city.wako.lg.jp/

7 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとします。

(1) 受付開始

令和6年7月24日(水)から令和6年7月31日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

「【様式4】質問票」により電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問について(事業者名)」としてください。(提出先アドレス: d0500@city.wako.lg.jp)

(3) 回答

令和6年8月8日(木)までに、市ホームページで公表します。

URL https://www.city.wako.lg.jp/

※回答にあたっては、事業者名等は公表しません。

個別のメールアドレスへの回答は致しません。

質問内容が不明瞭なもの等は、回答しない場合もあります。

8 参加に係る書類提出

(1) 提出書類

提出書類は、A4判横書き左綴じを基本とし、A3判を使用する際はA4判サイズに織り込んでください。必要部数は全て15部とします。(正本を1部、残り14部についてはコピーでも構いません。)

- ① 参加申込書【様式1】
 - ・社印及び代表者印を捺印すること。
- ② 企画提案書(任意様式)
 - ・作成要領、仕様書を踏まえ、令和6年度分、令和7年度分に分けて作成すること。
 - ・表紙、目次等を除き本文50ページ以内とすること。
 - ・文字は「MS明朝、10.5ポイント以上」で言語は日本語で作成してください。
 - ・正本には、社印及び代表者印を捺印すること。(副本は捺印不要)
- ③ 見積書(任意様式)
 - ・作成要領を踏まえ、作成すること。
 - ・仕様書の内容を踏まえ、令和6年度分、令和7年度分に分けて作成すること。
 - ・郵便料金は、令和6年10月1日からの値上げ後の金額とする。
 - ・消費税込みの金額とし、宛先は和光市長とすること。
 - ・正本には、社印及び代表者印を捺印すること。(副本は捺印不要)
- ④ 業務工程表(任意様式)
 - ・仕様書を踏まえ、参加者が取り組む業務の工程表を作成すること。
 - ・令和6年度分、令和7年度分に分けて作成すること。
- ⑤ 業務実績書【様式2】
 - ・同種・類似業務の実績について記載(主なもの5件以内)
- ⑥ 業務実施体制表【様式3】
 - ・担当者とその業務内容等について記載(責任者含め代表して5名以内)
- (2) 電子記録媒体の提出

上記提出書類と共に、企画提案書を保存した電子記録媒体 (CD-ROM、DVD-ROM) を1部提出してください。データ形式は原則PDFとすること (Word、Excel、PowerPointも可)。

(3) 受付期間

令和6年7月24日(水)から令和6年8月20日(火)午後5時まで(必着)

(4) 応募方法

和光市地域共生推進課窓口(1階)へ持参または郵送 ※郵送の場合は、書留郵便やレターパック等とすること。

(5) 提出書類の返却・複製

提出された書類は全て返却いたしません。また、必要に応じて提出書類の複製を作成 する場合があるので、複製に対する制限は行わないでください。

【作成要領】

(1) 企画提案書

仕様書を踏まえながら、企画提案書に以下の事項について記載してください。

① 計画策定にあたっての基本的な考え方

地域福祉計画や地域活動計画について、制度の内容や計画策定全般についてどのように理解し、どのように取り組んでいくのか、本委託業務の実施にあたっての基本的な考え方について。

② 現状把握の方法

第四次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画(以下、「第四次計画」という。)の評価を行うための具体的な内容や分析方法について。

③ 計画策定に向けた論点・課題の抽出及び整理 現状把握の結果等から、第五次計画策定に向けた論点や課題をどのように洗い出し、 策定の方向性を導いていくのか、具体的な取組みについて。

④ 今後の課題、改定に関する提案等

第四次計画を踏まえ、第五次計画はどのような計画としていくべきと考えているのか。特に、すでに包含されている「成年後見制度利用促進計画」、「生活困窮者自立支援計画」、「子どもの貧困対策計画」、「地域再犯防止計画」の拡充及び「困難な問題を抱える女性支援基本計画」を新たに加えることについて。

⑤ 計画の策定支援方法

第五次計画の骨子案の作成から計画の策定に至るまでの策定支援の進め方や会議等 運営支援について。

⑥ 市民参画に関する手法(ニーズ調査)

計画の策定過程において効果的に市民参画の充実を図るための手法について記載すること。特に、避難行動要支援者登録制度の市の現状を正確に把握できるような市民ニーズ調査の内容について。

⑦ 進行管理・マネジメント手法

本業務の実施スケジュールを適切に管理するための進行管理やマネジメントの取組について記載すること。

⑧ その他

上記に挙げる事項の他、参加者独自の提案等があれば記載すること。

- (2) 見積書作成に係る注意事項
 - ① 仕様書を踏まえ、令和6年度分、令和7年度毎にそれぞれ見積書を作成すること。 ※令和6年度分については、見積金額が委託料上限額を超えた場合は、本選定会への参加を無効とし、失格(選定対象からの除外)とします。
 - ② 各年度それぞれに提案内容を実現するために要するすべての経費を計上した見積 書を作成すること。(追加・別途経費が発生しないよう慎重に見積価格を積算すること。)
 - ③ 様式は任意としますが、経費積算が明らかとなるようにした上で、消費税等込みの金額を記載の上、提出すること。
 - ④ 契約方法・支払方法等については、事業者決定後に協議するものとします。

9 審査

審査は、第五次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定支援業務委託業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)で以下の方法により、最優秀提案者及び優秀提案者各1者の選定を行います。市は、最優秀提案者を優先交渉権者として委託契約の交渉を行うものとしますが、辞退その他の理由により契約できない場合は、優秀提案者を優先交渉権者として契約交渉を行うものとします。なお、一次審査は非公開、二次審査は公開で行います。

(1) 審査方法

【一次審查(書類審查)】

提出書類に基づき、書類審査を行います。各委員による、得点における順位点の合計点が高い4者以内の者を二次審査対象として選出します。なお、順位点の合計点が高い事業者が5者以上となった場合は、その中で最も合計点が低い事業者のうち、見積金額が低いものが上位となります。

審査結果は、一次審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知します。郵送及び電子メールにより令和6年8月26日(月)に通知する予定です。審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けません。

【二次審査 (プレゼンテーション)】

企画提案書等の内容を具体的に説明する場として、次のとおりプレゼンテーション を実施します。詳細は一次審査結果と併せて通知します。

① 日時

令和6年9月3日(火)14時00分~16時00分

② 留意事項

- ・プレゼンテーションは1事業者につき30分程度とします(準備・片付け5分、 説明10分、質疑応答15分)。
- ・挨拶、会社紹介等も説明時間に含めるので、形式的なものは省略して構いません。
- ・参加者は本業務に従事する者を含め3人以内とします。なお、プレゼンテーションは、本業務に従事する者が全部または一部を行うこと。
- ・パソコン等を使用する場合は、スクリーン及びプロジェクターは市で用意しますが、それ以外は参加者で機器を用意してください。(スクリーン、プロジェクターについても持参したものを使用しても構いません。)
- ・原則として、提出後に提出書類の内容は変更できませんが、企画提案書等をプレゼンテーション用に編集したものを当日使用することは可能とします。(企画提案書等の内容と齟齬が生じることや新たな内容を追加することはできません。)
- ・提出済の企画提案内容の範囲内で、プレゼンテーション用資料の配布を認めますが、前日までに15部用意し、市に提出してください(郵送または持参)。
- ・出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、失格とします。

③ 審査結果

二次審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知します。郵送及び電子メールにより令和6年9月6日(金)に通知する予定です。審査結果についての問合せ及び

異議申し立ては受け付けません。

(2) 審査基準

基準	詳細
① 本計画への理解	地域福祉計画や地域福祉活動計画に関して、制度の内容や計
	画策定全般についての理解があるか。
② 知識·手法	第四次計画や市の現状を正確に把握し、第五次計画に盛り込
	むべき内容への理解があるか。また、それを実施できる手法
	を備えているか。
③ 企画提案書の内容	地域共生社会の実現に向けて市等に求められる役割や今後
	の和光市における地域福祉のあり方を理解した提案がなさ
	れているか。
④ 業務工程	スケジュール、作業項目及び作業期間が具体的に提示されて
	おり、工程、内容等が適切であるか。
⑤ 業務実施体制	担当者の経験や専門性、人員配置等から、きめ細やかな支援
	が期待できるか。
⑥ 業務経歴	本事業と同種・類似事業の実績があるか。
⑦ 市民等参画機会	参画機会実施時の活躍が十分に期待できるか。
⑧ プレゼンテーショ	明瞭でわかりやすいプレゼンテーションを行い、積極的な取
ン・ヒアリング	組み姿勢が示されているか。また、選定委員の質問に対して、
	明確・明快・迅速に回答しているか。
⑨ 見積金額	委託料限度額に対する減額率
⑩ その他	自由提案の内容、意欲、姿勢

10 契約の締結

- (1) 市から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえて、市と委託に係る詳細について協議します。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出し、市は随意契約の手続きを行います。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合があります。
- (3) 契約時における詳細な事項については改めて提示し、必ずしも今回の提案どおり実施するものではありません。

11 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とし、参加資格を失うものとします。

- (1) 提出期限に遅れたもの。
- (2) 本要領及び仕様書の条件を満たさないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明確なもの。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。

- (6) 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合。
- (7) その他、選定委員会が不適合と認める場合。

12 提案の辞退

参加申込書等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに「【様式5】辞退届」を窓口に直接持参または電子メールにより通知すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受ける ことはありません。

13 その他の留意事項

- (1) 参加を表明するにあたっては、本要領等を熟読し行ってください。
- (2) 参加者は、本件に関して市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとします。
- (3) 企画提案に係る一切の費用は参加者の負担とし、当市は一切負担しません。
- (4) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めません。
- (5) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しませんが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱います。
- (6) 業者決定後、市は、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな 提案を求める場合があります。さらに、市では選定された企画提案書を元に仕様書を 作成できるものとします。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではありません。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとします。
- (9) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかになった場合または本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、市は受注者との契約を解除する事ができます。
- 10 審査経過及び結果に対する意義申し立て等には一切応じません。

14 問合せ先

和光市福祉部地域共生推進課

所在地 〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1 - 5

電 話 048-424-9121

FAX 048-467-1488

メール d0500@city.wako.lg.jp